

**第45回**

**西ヶ原まちづくり協議会**



**西ヶ原地区のまちづくり**

**令和3年12月2日**

# 次第

1. 開 会
2. 開催挨拶
3. 担当職員紹介
4. 議 題
  - ◆令和2年度の密集事業の進捗報告
  - ◆今後の協議会活動について
  - ◆その他
5. 閉 会

# 第45回 西ヶ原まちづくり協議会

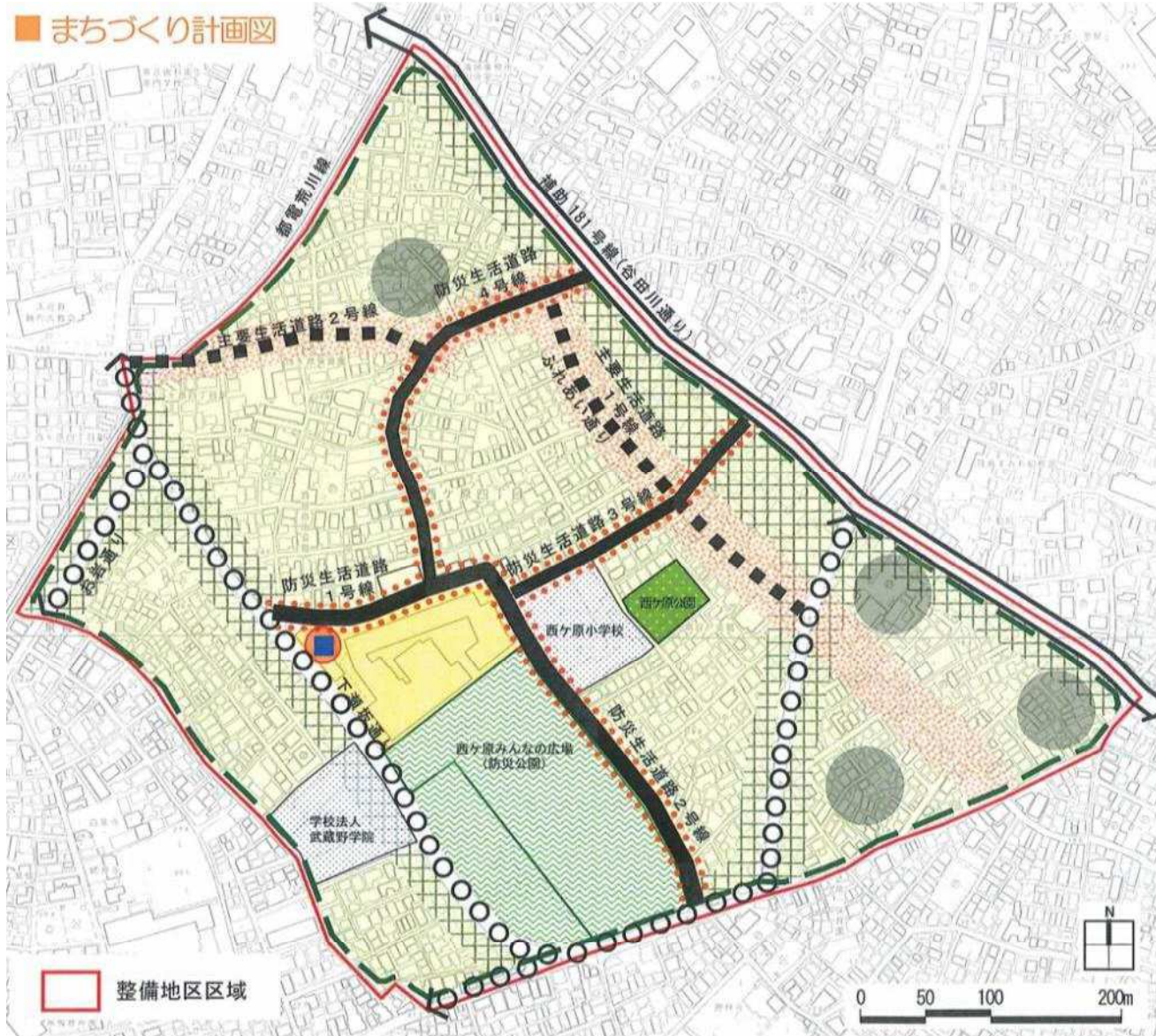
## 西ヶ原地区のまちづくり

令和2年度の密集事業の進捗報告

令和3年12月2日

# 密集事業の進捗状況について

■ まちづくり計画図



〔土地利用の考え方〕

- 低中層住宅エリア
- 住商複合エリア
- 主要道路沿道エリア
- 防災公園・公益施設エリア
- 市街地整備エリア
- 共同建替え検討ゾーン

〔公共施設整備等の基本的な考え方〕

- 都市計画道路補助181 (幅員12m整備済)
- 準補助幹線道路 (幅員9~12m)
- 防災生活道路 (幅員6m以上)
- 主要生活道路 (幅員6m程度)

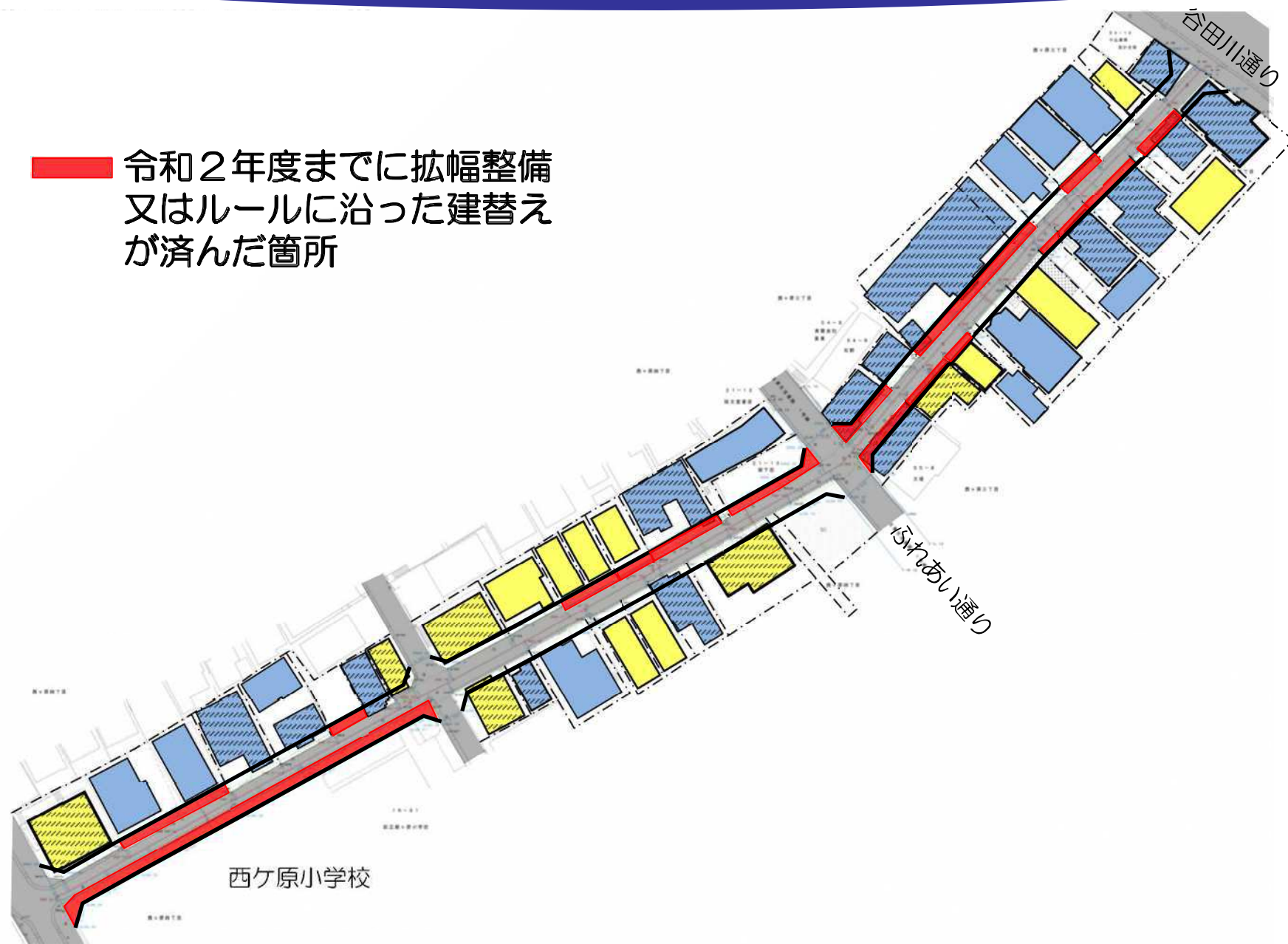
細街路整備 建築基準法第42条第2項の規定に基づき特定行政庁が指定した道路の拡幅整備(区域内全域対象)

- 整備地区区域
- 歩行空間ネットワーク整備
- 公園・緑地等
- 学校等(既存)
- 身近な公園等を整備する区域
- 生活環境施設等の整備



# 防災生活道路3号線整備進捗について

■ 令和2年度までに拡幅整備  
又はルールに沿った建替え  
が済んだ箇所



# 防災生活道路3号線整備進捗について

平成29年9月



平成30年6月



令和3年10月



令和3年10月





# 防災生活道路3号線整備進捗について

整備前



整備後



# 防災生活道路4号線整備進捗について



— 令和2年度までに拡幅整備  
又はルールに沿った建替え  
が済んだ箇所



# 防災生活道路4号線整備進捗について

平成22年11月



平成17年9月



令和3年10月

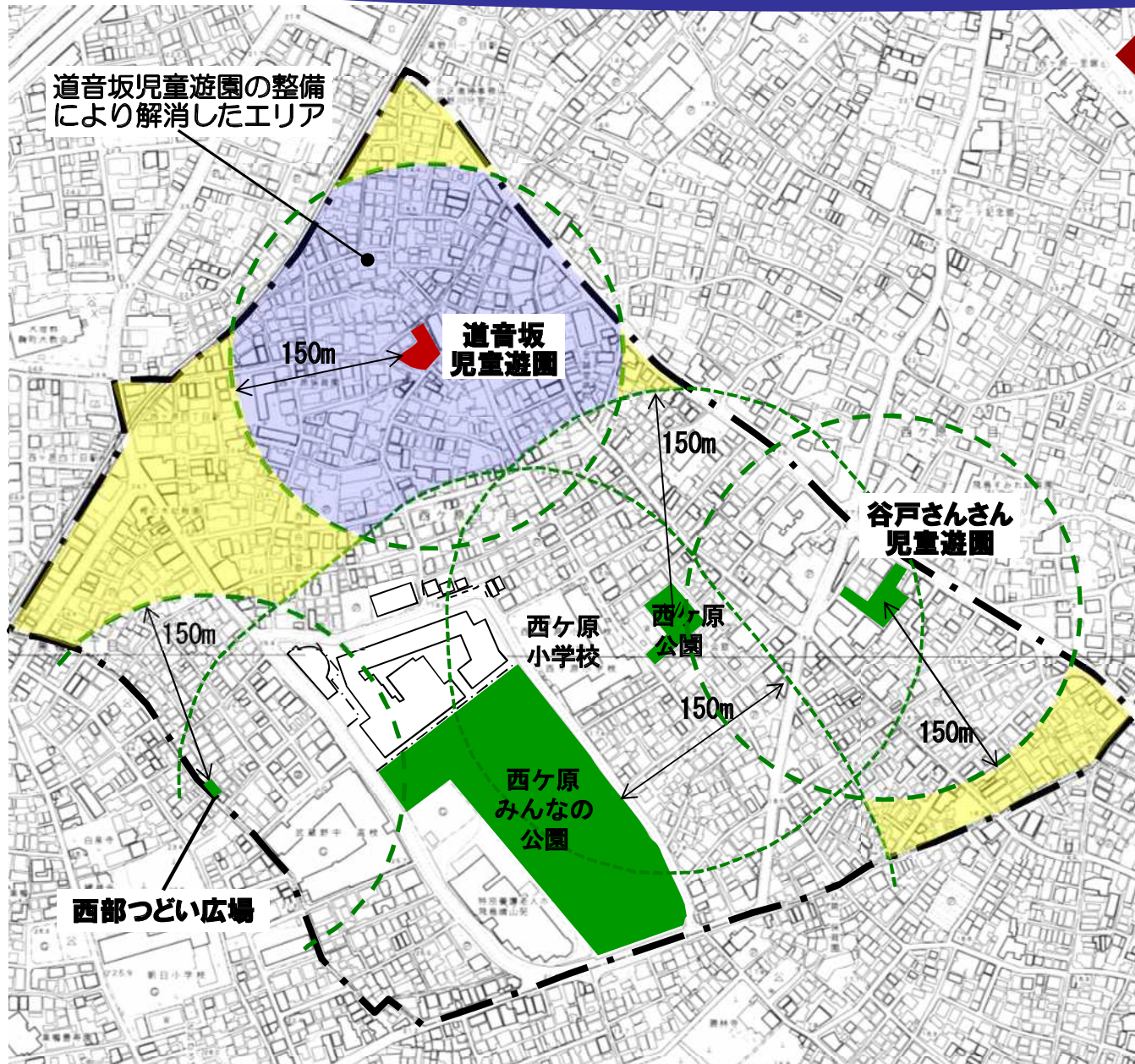


令和3年10月





# 西ヶ原地区の公園整備進捗について



## ◆公園利用性の向上

西ヶ原地区では、小公園等の身近なオープンスペースを、概ね150m以内に配置するよう整備を進めています。令和2年度は「道音坂児童遊園」が開園しました。



# 道音坂児童遊園について

## ◆施設概要





# 道音坂児童遊園について

平成26年5月



令和3年10月



# 道音坂児童遊園について

## ◆施設概要

### 防災施設案内板

#### ① マンホールトイレ



災害時にはトイレとして利用できます。

#### ② かまどベンチ

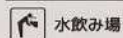


災害時には炊き出しのかまどとして利用できます。

#### — 道音坂児童遊園 —



凡例



0 1 3 5 10m

#### ③ ソーラー照明灯



太陽光発電により、災害時にも夜間は照明が点灯します。

#### ④ 手押しポンプ



災害時には人力で水を確保することができます(飲むことはできません)。



# 道音坂児童遊園について

平成26年5月



平成22年11月



令和3年10月

令和3年10月





# 地区防災不燃化促進事業について

## ◆事業の概要

### 相談会のご案内

◆中面の地図上で青い線（防災生活道路）に接している敷地で土地・建物をお持ちの方を対象に、助成金制度や建替えなどに関する相談会を実施いたします。



お住まいのことも、まちづくりのことも、なんでもご相談ください！

- ご相談をご希望の方は、  
**7月10日（火）**までに、  
ご来場の時間を下記までご連絡ください。  
※ご来場時間が不明な方につきましても下記時間内で相談会は実施していますので、お気軽にお越しください。

- 区の職員等が相談会を行います。

<日時・場所>

7月15日（日）午前：9：30～12：00

午後：13：00～16：30

場所：西ヶ原みんなの公園管理事務所会議室

※上記日程でご都合が合わない方は出張相談もできますので下記までお気軽にご連絡ください。

※区役所（まちづくり推進課・第1庁舎7階）でのご相談はいつでも受け付けていますので、お気軽に窓口までお越しください。

お問い合わせ先

北区役所 北区王子本町1-15-22  
まちづくり推進課（第1庁舎7階）  
Tel 03-3908-9154

北区地区防災不燃化促進事業

<http://www.city.kita.tokyo.lg.jp/machisuishin/tutaku/toshikekaku/bosai/kitakutku/bouhi.html>



平成30年6月現在

## 建替えをご検討の皆様へ！

平成32年度まで！ 建替え助成のご案内

西ヶ原地域における北区地区防災不燃化促進事業



◆区では、防災生活道路に接する敷地の建築物を不燃化建替えにする方に、建築工事費の一部（不燃化相当分）を助成しています。

制度活用イメージ〈例〉



※木造建築物から80㎡の耐火建築物に建替えた場合の例です。条件等により、助成金額が異なる場合があります。（詳しくは、お問い合わせください。）



助成対象建築物について、建替え後は上位の耐火性能にする必要があります。（従前建築物の種別に関しては、建築士の方の証明が必要となります。なお、現在、更地であっても、建築士による従前建築物の種別証明があれば、建替えとみなします。）  
※建て替え前が耐火建築物の場合、対象外となります。

（従前） 防火構造等による建築物	⇒	（建替え後） 準耐火建築物、耐火建築物
準耐火建築物（旧簡易耐火建築物含む）	⇒	耐火建築物

住めば、**北区。** 東京。

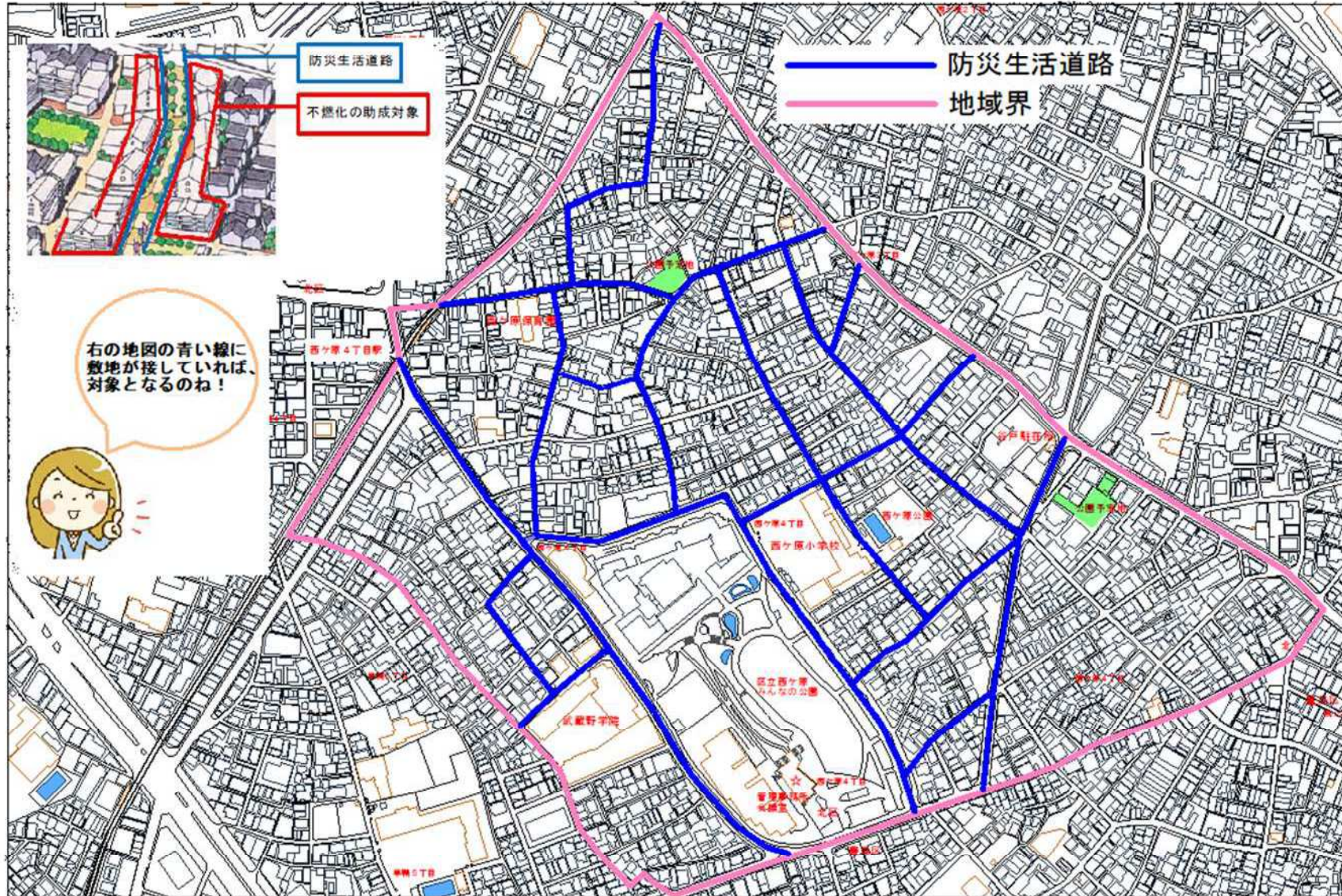


対象箇所は中面地図  
をご覧ください



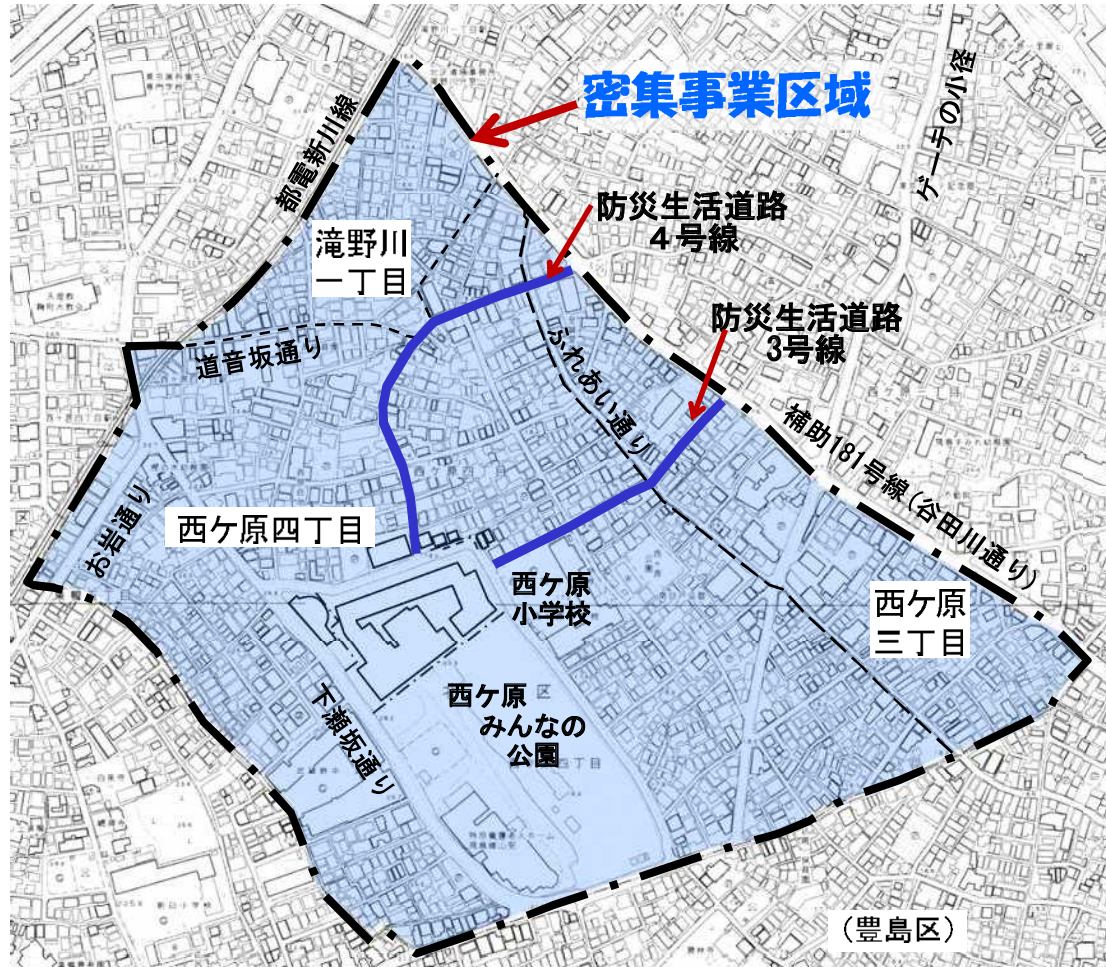
# 地区防災不燃化促進事業について

## ◆対象路線





# 西ヶ原地区の状況（建物不燃化）



## ◆建物の不燃化率の変化

平成17年 3月末	令和2年 1月末	令和3年 1月末
44.0%	54.3%	54.6%

## ◆不燃領域率の変化

平成17年 3月末	令和2年 1月末	令和3年 1月末
51.4%	62.0%	62.3%

市街地がほとんど焼失しない水準：70%

※不燃領域率とは・・・

- 概ね、100㎡以上の空地面積の割合
- 幅員6m以上の道路面積の割合
- 耐火もしくは準耐火構造の建物の割合

をもとに、市街地の火災に対する安全性を図る指標（東京都）



**第45回  
西ヶ原まちづくり協議会**



**西ヶ原地区のまちづくり**

**今後の協議会活動について**

**令和3年12月2日**

## 今後の協議会活動について

◆防災イベントなどの開催

◆まち歩き

◆防災と感染症対策

◆防災に関するこんなことを学びたい  
など



# 第45回 西ヶ原まちづくり協議会

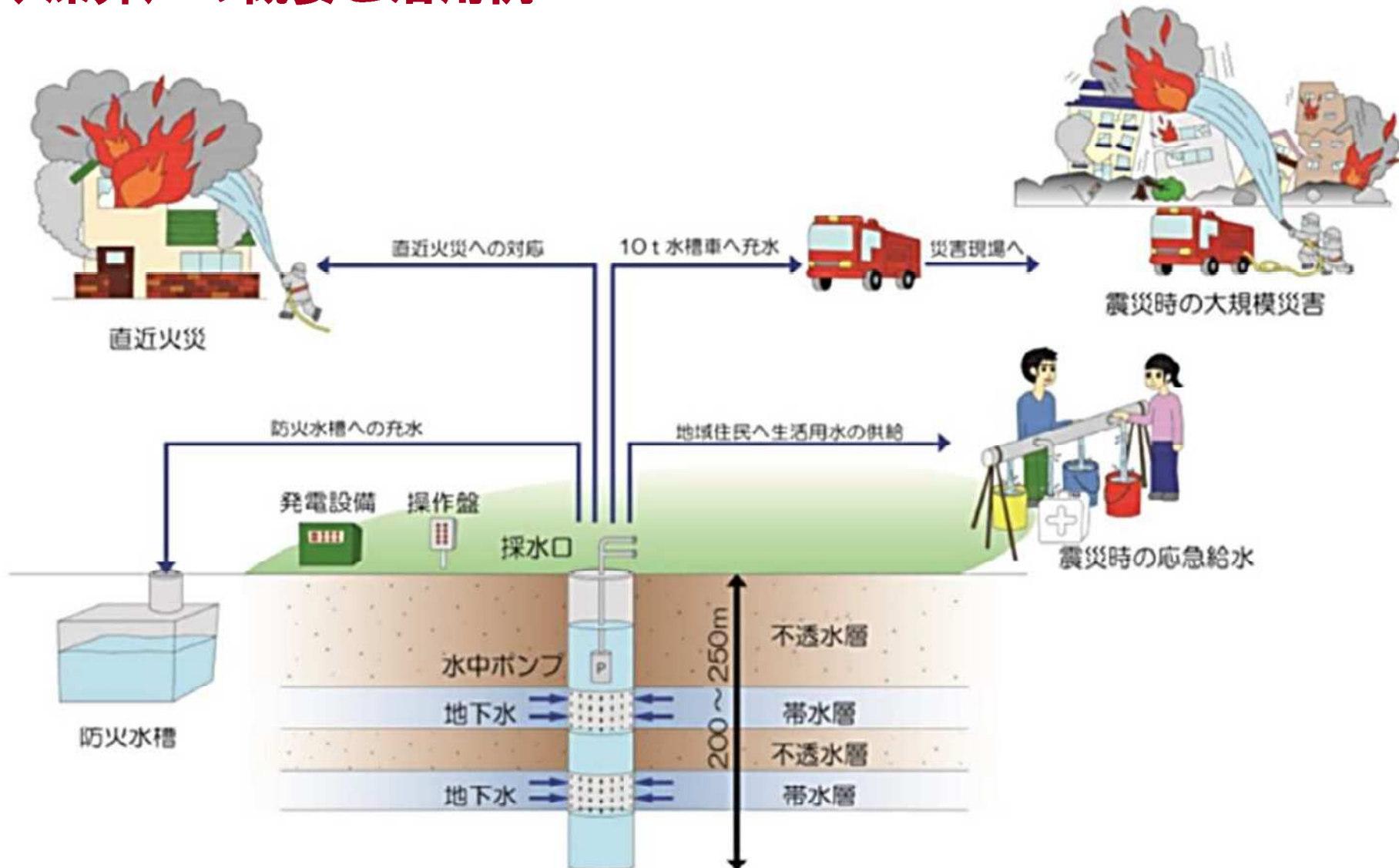
## 西ヶ原地区のまちづくり

その他

令和3年12月2日

# 東京消防庁深井戸設置工事について

## ◆深井戸の概要と活用例





# 東京消防庁深井戸設置工事について



作業状況



作業状況





# ビオトープの管理について

## ◆西ヶ原みんなの公園ビオトープ（自然観察園）

- みんなの公園をつくる際のワークショップで提案され、先進事例見学会や模型作りなどの検討を経て整備されました。
- 現在も自主管理グループの方々による、ビオトープを育て見守る活動が続いています。





**第45回  
西ヶ原まちづくり協議会**



**西ヶ原地区のまちづくり**

**意見交換**

**令和3年12月2日**

**おわり**